

## 工事費内訳書取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、山口市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 市発注工事を入札に付す場合には、通常用工事費内訳書（様式第1号）の提出を求めるものとする。ただし、次の第1号の入札においては通常用工事費内訳書に代え、また、次の第2号又は第3号の入札においては通常用工事費内訳書に加え第4条に規定する調査用工事費内訳書（以下「調査用工事費内訳書」という。）を提出するものとする。

- (1) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の入札
- (2) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）未満の入札のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの
- (3) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）未満の入札のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの

### (提出時期)

第3条 工事費内訳書の提出を求める時期は、通常用工事費内訳書及び前条第1号に基づく調査用工事費内訳書は入札書と同時（1回目の入札に限るものとし、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）第17条の再度入札を除く。）に提出するものとし、前条第2号及び第3号に基づく調査用工事費内訳書は開札後に提出を求めるものとする。

2 前条第2号及び第3号の場合、入札執行者は落札決定を保留し、原則として入札執行日の翌日から起算し2日（山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日を含まない。）以内に当該入札の全ての参加者に対して速やかに調査用工事費内訳書の提出を求めるものとする。

### (調査用工事費内訳書記載事項)

第4条 調査用工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。

- (1) 工事費内訳書の内容は、入札公告又は指名通知において示した金抜きの工事積算内訳書及び工種明細表（以下「金抜内訳書」という。）に記載のある「費目・工種・施工名称」に対応する数量、単位を正確に転記し、単価及び金額を記入すること。

また、工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る金額を記入すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、用紙サイズA4（縦・横自由）とし、表紙に表題（工事費内訳書と記載）を付すこと。電子入札システムにより提出する場合は、原則としてA4サイズでの出力に適したものとすること。
- (3) 表紙には発注者、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、押印すること。ただし、入札書と同時に提出する場合は、参加者心得第9条（入札書等の提出）第6項に定めるところによる。
- (4) 工事費内訳書の合計額（消費税相当額を除く。）は、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないもので記載し、入札書に記載する額と同額の金額を記載すること。
- (5) 一式表示（金抜内訳書及び数量表等で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと。やむを得ず一式表示とした場合は、該当する工種明細表を添付し、金抜内訳書記載の施工名称、数量が確認できるようにすること。
- (6) 工事費内訳書の表紙及び内訳表には、全葉数と各ページを記載すること。
- (7) 入札書と同時に提出する場合は、前各項に掲げるもののほか、参加者心得に定めるところによること。

（工事費内訳書の審査）

第5条 通常用の工事費内訳書及び第2条第1号の入札における調査用の工事費内訳書（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札及び入札結果等に不自然さがある入札におけるものを除く。）の審査等は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 審査の対象

ア 予定価格と判断基準額又は最低制限価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。

イ アにかかわらず、判断基準額を適用しない工事については、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。

ウ ア又はイの規定による最低額で入札した者の審査において当該入札者の入札が無効となった場合、次に低い額で入札した者（以下「次順位者」という。）の審査をする。当該審査において当該次順位者の入札が無効となった場合は更にその次順位者の審査をし、以降、同様に扱う。

エ ア、イ及びウの規定の審査において、最低額で入札した者又は次順位者が同額入札により複数人ある場合は、くじにより審査の順位を決定する。

オ 入札参加資格の事後審査を行う場合は、工事費内訳書の審査に先立ち、当該審査の対象者の入札参加資格審査を行う。入札参加資格がないと認められた者については、工事費内訳書の審査は行わない。

カ 入札心得第17条の再度入札を行う場合は、当該再度入札の後にアからオまでの規定により審査を行う。

キ 総合評価落札方式におけるアからエまで規定の適用においては、「最低額」とあるのは「最高評価値」と、「低い額」とあるのは「高い評価値」と、「同額入札」とあるのは「評価値同点」と読み替える。

(2) 審査の内容

1次チェック（別表第1に定める1次チェック項目の表に掲げる項目について、未提出又は不備があるかの確認）を行う。

(3) 審査の時期

開札後に行う。

(4) 審査者

入札執行課（調査用の工事費内訳書の審査にあつては、工事担当課を含む。）の2人以上で行う。

(5) 審査の結果

未提出又は不備がある場合（軽微な誤記等を除く。）は、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条（入札の無効）及び参加者心得第11条（無効とする入札）に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

(6) その他

第1号の規定により審査をする者以外の者については、工事費内訳書が未提出であるか否かの判断及び参加者心得第9条（入札書等の提出）第6項における内訳書等に係る規定に適合しているか否かの判断は行わないものとし、前号の規定は適用しない。

2 第2条第1号の入札（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札又は入札結果等に不自然さがある入札に限る。）又は同条第2号若しくは第3号の入札における調査用の工事費内訳書の審査等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 審査の対象

全入札者とする。

(2) 審査の内容

ア 2次チェック（別表第2に定める2次チェック項目の表に掲げる項目について、談合の疑いがあるかの確認）を行う。

イ 必要に応じて3次チェック（別表第2に定める3次チェック項目の表

に掲げる項目について、工事費内訳書の分析)を行う。

(3) 審査の時期

工事費内訳書の提出後、談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取前までに行う。

(4) 審査者

入札執行課（工事担当課を含む。）の2人以上で行う。

(5) 審査の結果

ア 2次チェック及び3次チェックの審査結果をもとに、山口市入札制度等検討委員会において、当該入札の有効性、契約締結の妥当性又は契約解除の可否の判断を行う。

イ 談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応する。

ウ 第2条第1号の入札において、入札を有効と判断し落札決定の手續へ移行する場合は、前項の規定による手續によるものとする。

（工事費内訳書の取扱い）

第6条 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。

(2) 返却しない。

(3) 必要に応じ公正取引委員会に提出する。

(4) 山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第5条第6号の非公開情報に該当するものとし、公開対象としない。

（指名停止措置）

第7条 工事費内訳書の不備で入札が無効になった場合においても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

（周知方法）

第8条 入札者に対する周知は、入札公告及び入札条件指示事項に記載することにより行う。

（保管期間）

第9条 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

## 別表第1（第5条関係）

## 【1次チェック項目】（必須）

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など）
	<input type="checkbox"/>	③他の工事の工事費内訳書である場合
	<input type="checkbox"/>	④白紙である場合
	<input type="checkbox"/>	⑤工事費内訳書が複数提出された場合(注1)
	<input type="checkbox"/>	⑥他の入札者の工事費内訳書を手に入れ、使用している場合
2 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書（消費税相当額を除く。）の合計金額と入札書の金額が同一でない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出している場合
	<input type="checkbox"/>	③工事費内訳書が未記入の場合 （入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費の記載がない場合も含む）
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されていない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由とする。（注2） （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目＋中項目＋…＝直接工事費とならない場合 （通常用の工事費内訳書は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	⑦直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費＝工事価格とならない場合
3 表紙に記載すべき事項に誤りがある場合	<input type="checkbox"/>	①発注者名に誤りがある場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
	<input type="checkbox"/>	②発注案件名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	③提出業者名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	④内訳書の表紙に押印が欠けている場合 （入札書と同時に提出する場合は、対象外）
4 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所の押印が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（代理人による入札の場合は、委任状において受任者の使用印として定めた印をもって代えることができる。）の押印がない場合 （電子入札システムにより提出する場合は、対象外）

(注1) 様式や内容が異なる工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、「無効」として取り扱うものとする。

(注2) 例：「路盤工 1,000㎡」が「路盤工 一式」や、複数の施工名称、数量を一式としているもの。ただし、一式表示としているが、該当する工種明細表を添付し、金抜内訳書記載の施工名称、数量が確認できるものは「無効」としない。

(注3) 軽微な不備により、修正又は追加提出等を指示する場合は、工事費内訳書の

記載のうち全葉数及びページ数の誤記載及び記載漏れの場合に限る。

(注4) 明らかに転記ミスによる誤字・脱字・誤記載の場合は「無効」とはしない。

別表第2（第5条関係）

【2次チェック項目】

チェック項目	チェック	談合の疑いがある とされる場合	具体例(注2)
様式等の他の入札者との比較	<input type="checkbox"/>	①様式、書式、書体等が他者と同一である場合 (注1)	2者の様式が同一
金額の他者との比較	<input type="checkbox"/>	②金額が同一（類似している場合も含む。）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合	入札者10者のうち3者において、積算項目（費目・工種・施工名称）10項目のうち3項目が同一の金額となっている。（ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。）
表記上の誤りの確認及び他の入札者との比較	<input type="checkbox"/>	③複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合（積算項目、単位、公表数量、工事名等）	2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される。

(注1) 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。

(注2) 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件ごとに判断すること。

【3次チェック項目】（2次チェックに加え、必要に応じて実施）

分析項目	チェック	着 眼 点
様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較	<input type="checkbox"/>	当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか
金額（比率）の他者との比較	<input type="checkbox"/>	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
金額（比率）の官積算との比較	<input type="checkbox"/>	複数者の金額が官積算に対して共通の乖離傾向を示していないか

備考 分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用

様式第1号（第2条関係）

(No.68)

## 工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
-------	--

商号又は名称	
--------	--

費 目	金 額 (円)
直接工事費 ①	
共通仮設費 ②	
現場管理費 ③	
一般管理費 ④	
合 計 金 額 (①+②+③+④)	

上記、直接工事費①のうち材料費	円
上記、直接工事費①のうち労務費	円
上記、現場管理費③のうち法定福利費（事業主負担分） （営繕系工事の場合は、工事原価（①+②+③）のうち現場労働者の法定福利費（事業主負担分）とすること）	円
上記、現場管理費③のうち建退共掛金	円
工事原価（①+②+③）のうち安全衛生経費	円

注1) 消費税及び地方消費税を除いて記載すること。

注2) 法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金及び安全衛生経費は、第4条第1項第1号に定めるとおりとすること。

注3) 計上するものが無い項目は、0（円）と記載すること。